

# 社会福祉法人虹の会 定款

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、また自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### 第二種社会福祉事業

- (1)障害福祉サービス事業の経営
- (2)相談支援事業の経営
- (3)移動支援事業の経営
- (4)地域活動支援センターの経営
- (5)障害児通所支援事業の経営
- (6)老人居宅介護等事業の経営
- (7)放課後児童健全育成事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人虹の会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金を福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を滋賀県高島市新旭町に置く。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（評議員の資格）

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第9条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第三章 評議員会

（構成）

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

## 第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、3名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

### (構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長及び業務執行理事の選定及び解職

### (招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

### (資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、収益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 金百万円也
- (2) 建物 滋賀県高島市新旭町北畑字十句45番地、45番地1、48番地1、49番地、家屋番号45番、作業所1棟、鉄骨造スレート葺平家建、(566.61平方メートル)

- (3) 建物 滋賀県高島市新旭町北畑字十句45番地、45番地1、48番地1、49番地、作業所1棟、木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、(41.23平方メートル)
- (4) 建物 滋賀県高島市新旭町安井川字犬ノ馬場1650番地3、家屋番号1650番3、養護所1棟、木造スレート葺2階建、(1階72.59平方メートル、2階61.82平方メートル)
- (5) 建物 滋賀県高島市今津町南新保字大浜593番地、高島市今津町南新保字葭ノ浦1番地、家屋番号593番、作業所1棟、鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建、(1218.45平方メートル)
- (6) 建物 滋賀県高島市今津町南新保字大浜593番地、高島市今津町南新保字葭ノ浦1番地、駐輪場・物置1棟、鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建、(34.78平方メートル)
- (7) 建物 滋賀県高島市安曇川町下小川字井池2441番地25、家屋番号2441番25、作業所1棟、鉄骨造スレート葺2階建(1階104.34平方メートル、2階94.14平方メートル)
- (8) 建物 滋賀県高島市安曇川町下小川字井池2441番地25、2465番地1、2464番地3、家屋番号2441番25の2、事務所・作業所1棟、木造合金メッキ鋼板ぶき2階建、(1階210.26平方メートル、2階36.00平方メートル)
- (9) 建物 滋賀県高島市新旭町北畑字十句45番地、45番地1、48番地1、49番地、作業所1棟、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建、(70.54平方メートル)
- (10) 建物 滋賀県高島市新旭町北畑字十句45番地、45番地1、48番地1、49番地、作業所1棟、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建、(42.07平方メートル)
- (11) 建物 滋賀県高島市新旭町北畑字十句45番地、45番地1、48番地1、49番地、作業所1棟、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建、(59.49平方メートル)
- (12) 建物 滋賀県高島市新旭町藁園字水泥2612番地、2608番地、2609番地、2610番地、2611番地、2613番地、3084番地、家屋番号2612番、園舎1棟、鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建、(1111.68平方メートル)
- (13) 建物 滋賀県高島市新旭町藁園字水泥2612番地、2608番地、2609番地、2610番地、2611番地、2613番地、3084番地、休憩所1棟、木造スレートぶき平家建(17.01平方メートル)
- (14) 建物 滋賀県高島市安曇川町五番領字横町19番地6、家屋番号19番6、居宅1棟、木造瓦葺2階建、(1階66.73平方メートル、2階46.37平方メートル)
- (15) 建物 滋賀県高島市安曇川町西万木字平良田165番地1、家屋番号165番1、居宅1棟、木造スレート葺2階建、(1階100.20平方メートル、2階63.76平方メートル)
- (16) 建物 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1096番地、1093番地1、1093番地3、1097番地、家屋番号1096番、作業所1棟、木造合金メッキ鋼板ぶき平家建、(177.57平方メートル)
- (17) 建物 滋賀県高島市新旭町北畑字十句962番地1、家屋番号962番1、木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、(297.10平方メートル)
- (18) 建物 滋賀県高島市新旭町熊野本字庭川1198番地14、1198番地13、家屋番号1198番14、居宅1棟、木造瓦葺2階建、(1階102.14平方メートル、2階70.22平方メートル)
- (19) 建物 滋賀県高島市鴨字稻荷2212番地、2211番地1、家屋番号2212番の2、グループホーム1棟、木造瓦葺2階建、(1階186.15平方メートル、2階106.74平方メートル)

- (20) 建物 滋賀県高島市新旭町藁園字水泥3086番地、3085番地、家屋番号3086番、児童福祉施設1棟、木造合金メッキ鋼板ぶき平家建、(97.71平方メートル)
- (21) 土地 滋賀県高島市安曇川町下小川字井池2464番3(18.00平方メートル)
- (22) 土地 滋賀県高島市安曇川町下小川字井池2465番1(172.00平方メートル)
- (23) 土地 滋賀県高島市安曇川町下小川字井池2441番5(165平方メートル)
- (24) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1093番1(165平方メートル)
- (25) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1093番3(38.54平方メートル)
- (26) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1096番(142平方メートル)
- (27) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1097番(142平方メートル)
- (28) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1098番(145平方メートル)
- (29) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1101番(152平方メートル)
- (30) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1104番(135平方メートル)
- (31) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1105番(142平方メートル)
- (32) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1107番(251平方メートル)
- (33) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字浄願寺1092番1(115平方メートル)
- (34) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字浄願寺1090番1(132平方メートル)
- (35) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1109番(109平方メートル)
- (36) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1111番(125平方メートル)
- (37) 土地 滋賀県高島市安曇川町五番領字横町19番6(165.76平方メートル)
- (38) 土地 滋賀県高島市安曇川町西万木字平良田165番1(450.19平方メートル)
- (39) 土地 滋賀県高島市安曇川町下小川字尖崎1566番16(206.62平方メートル)
- (40) 土地 滋賀県高島市安曇川町下小川字尖崎1566番17(205.17平方メートル)
- (41) 土地 滋賀県高島市安曇川町下小川字尖崎1566番18(211.58平方メートル)
- (42) 土地 滋賀県高島市安曇川町下小川字尖崎1566番19(209.10平方メートル)
- (43) 土地 滋賀県高島市新旭町北畑字十句26番1(36平方メートル)
- (44) 土地 滋賀県高島市新旭町北畑字十句45番5(91.93平方メートル)
- (45) 土地 滋賀県高島市新旭町北畑字十句962番1(1267.84平方メートル)
- (46) 土地 滋賀県高島市新旭町熊野本字庭川1198番13(31.16平方メートル)
- (47) 土地 滋賀県高島市新旭町熊野本字庭川1198番14(124.49平方メートル)
- (48) 土地 滋賀県高島市新旭町北畑字十句963番(858平方メートル)
- (49) 土地 滋賀県高島市新旭町北畑字十句958番4(46平方メートル)
- (50) 土地 滋賀県高島市鴨字稻荷2211番1(175.20平方メートル)
- (51) 土地 滋賀県高島市鴨字稻荷2212番(304.69平方メートル)

3 その他財産は、基本財産、収益事業用財産以外の財産とする。

4 収益事業用財産は、第39条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、高島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、高島市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

## 第七章 収益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産貸付業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第40条 前条の規程によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

## 第八章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、高島市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高島市長に届け出なければならない。

## 第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人虹の会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 和田昭二

理 事 岩 渕 清

理 事 藤 田 政

理 事 木下長敏

理 事 久保啓子  
理 事 曾根 博  
理 事 今西伊都子  
理 事 古谷新一  
監 事 磯部健三  
監 事 小寺 寛

2 この定款は、平成8年5月17日から施行する。

#### 附 則

この定款の一部を変更し、平成15年11月18日から施行する。

この定款は平成25年5月13日付けで変更する。ただし、第12条、第20条、第30条および第31条については、平成25年4月1日から適用する。

なお、第8期(次期)評議員任期については、平成25年6月20日から平成26年5月16日とする。

#### 社会福祉法人虹の会定款 変更記録

| (変更承認日)                    | (知事認可日)     |
|----------------------------|-------------|
| 平成 8年2月23日<br>制定           | 平成 8年 5月17日 |
| 平成8年6月14日<br>理事定員変更        | 平成 9年 3月31日 |
| 平成9年10月23日<br>事業目的変更       | 平成10年 1月16日 |
| 平成10年10月28日<br>事業目的・評議員会設置 | 平成11年 5月24日 |
| 平成11年3月20日<br>事業目的変更       | 平成11年 5月24日 |
| 平成11年10月9日<br>資産取得変更       | 平成11年11月15日 |
| 平成12年3月25日<br>事業目的変更       | 平成12年 7月4日  |
| 平成12年10月28日<br>資産取得変更      | 平成12年12月11日 |
| 平成13年3月24日<br>定款準則変更       | 平成13年 7月13日 |
| 平成13年10月27日                | 平成13年12月18日 |

第9条6項変更

平成13年12月26日                      平成14年 2月22日

事業目的変更

平成15年3月27日                      平成15年 4月11日

事業目的変更

平成15年9月27日                      平成15年11月18日

事業目的変更

平成16年5月16日                      平成16年 6月18日

資産の区分変更

平成17年10月29日                      平成17年11月17日

一部変更、住所表記変更

平成18年 9月30日                      平成19年 3月 6日

事業目的変更、役員・評議員定数変更、資産の区分変更  
但、第13条第1項については平成19年6月20日より適用する。

平成19年5月26日                      平成19年 6月21日

事業目的変更

平成20年5月24日                      平成20年 7月25日

資産の区分変更

平成21年3月14日                      平成21年 6月25日

資産の区分変更、字句訂正

平成21年8月22日                      平成22年 2月 5日

資産の区分変更

平成22年2月28日                      平成22年 6月 3日

事業目的変更

平成22年11月14日                      平成23年 7月12日

役員役職の追加、資産区分の変更

平成23年 3月19日                      平成23年 7月12日

事業目的変更 但、平成23年4月1日より施行する。

平成23年10月22日                      平成24年 1月20日

資産の区分変更

(変更承認日)

(市長認可日)

平成25年3月23日                      平成25年 5月13日

社会福祉法人所轄庁の市長への権限移譲に伴う変更

平成25年5月25日                      平成25年 7月 5日

資産取得変更

|             |             |
|-------------|-------------|
| 平成25年10月19日 | 平成25年11月22日 |
| 資産取得変更      |             |
| 平成26年3月15日  | 平成26年 4月17日 |
| 資産取得変更      |             |
| 平成26年5月17日  | 平成26年 7月10日 |
| 資産取得変更      |             |
| 平成26年10月25日 | 平成26年12月24日 |
| 資産の区分変更     |             |
| 平成27年5月23日  | 平成27年 6月18日 |
| 資産の区分変更     |             |
| 平成28年3月19日  | 平成28年 5月10日 |
| 専務理事の取扱変更   |             |

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

認可日 平成29年2月6日

この定款は、平成29年3月18日から施行する。

認可日 平成29年4月14日

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

認可日 令和3年6月25日

この定款は、令和3年4月1日から施行する。

認可日 令和4年2月15日

この定款は、令和4年2月15日から施行する。

認可日 令和4年5月31日

この定款は、令和4年5月31日から施行する。

認可日 令和4年7月15日

この定款は、令和4年7月15日から施行する。

認可日 令和4年9月21日

この定款は、令和4年9月21日から施行する。

認可日 令和5年3月1日

この定款は、令和5年3月1日から施行する。

認可日 令和6年7月5日

この定款は、令和6年7月5日から施行する。

この定款は、令和6年9月10日から施行する。

この定款は、令和7年3月26日から施行する。

認可日 令和7年12月11日

この定款は、令和7年12月11日から施行する。